

H23 年度科学・技術関係予算概算要求 個別施策ヒアリング  
【施策番号 25001,25101-25112：厚生労働科学研究費補助金（厚生労働省）】

- 1 日時：平成 22 年 9 月 22 日 15：00～15：20
- 2 場所：中央合同庁舎 4 号館 2 階 共用第 3 会議室
- 3 聴取者：本席議員、相澤議員、奥村議員、白石議員  
外部専門家 4 名（うち若手 2 名）
- 4 説明者：厚生労働省大臣官房厚生科学課 尾崎福栄研究企画官
- 5 施策概要

国民の健康を保持し、生命財産を守る厚生労働行政を推進するための研究助成制度であり、厚生労働省の任務に照らした目的指向型研究である。厚生労働行政を戦略的に推進するための政策ツールとしての機能が期待されている。

6 質疑応答模様

【本席議員】

4 ページのアクション・プランの取り組み状況のまとめについて、「対応」と「検討」という言葉が使い分けられているが、「対応」は従うという意味で、「検討」というのはどういう意味なのか。

【厚生労働省】

「対応」については、検討チームでの検討結果を踏まえて基本的に合わせるということ合算使用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等も十分に検討して、問題ないか確認する必要があることから「検討」としている。

【本席議員】

基本的にはやると理解した。具体的な問題点は、繰り越し明許が厚労省の中でたった 8 件しかない。これは他省庁と比べて極めて遅れている。予算規模は 4 倍くらいだが、科研費の場合は数千件。問題があるとはっきり数字で出ている。この辺の簡素化については、広報と合わせて格段の配慮をお願いしたい。

9 ページのファンディングエイジェンシーにきちんとまとめて、厚労科研費全体像を見ながら、きちんと P O も置いて実施していく。このことは長い間の懸案事項なので、是非、来年度から第 4 期に変わるが、引き続き我々としては重視しているので進めて欲しい。

【奥村議員】

少し大きい話だが、最近の研究のアウトプット・アウトカムを見ていると医療分野では研究論文の数が減り、サイテーションの高い論文も減るという状況が出てきて。これは厚労省の部分より文科省の部分が大きいかもしれないが、臨床系に関わる研究成果などの客観的な指標で、ハッピーでない状況を迎つつある。この点をどのように受け止めているか。色々

な政策が必要になると思う。研究費を増やせばいいというだけの問題ではないが、厚労科研費の500億弱の予算を、どういう指標で方向性を持って配分しているのか。基本的なところを伺いたい。

【厚生労働省】

医療の現場に近いところにいるので、色々な研究費の内容が政策にどれだけ反映されているかということを入念に入れてやっていこうと考えている。関係部局で配分しているが、その研究が、論文もさることながら、ガイドラインや施策にどのように反映されたかに重点を置いて進めたい。

【奥村議員】

政策へ反映度をまとめた資料は出ているか、研究と政策への反映度の関係について。

【厚生労働省】

21年度に終了した課題に関して、各研究課題のところに、ガイドライン等への反映ということで、内容まで精査していないが、165件報告されている。原著論文は1万5千なので、数としては2桁違うが、そういった点も考慮に入れている。

【相澤議員】

2ページの要求額の全体の構造。厚生労科研費477億円のうち競争的資金は377億円。今までこういう理解をしていなかったが、競争的資金以外のものが約100億ある。具体的には、分野ごとに項目があるが、どれが競争的資金でないものなのか。

【厚生労働省】

それぞれの研究費で、一般公募型や指定型や戦略型、それぞれで課題を決めている。指定型は当該研究課題を実施するものを担当が指定してやっている。戦略型はあらかじめ研究の計画や目標、プロトコルも確認してやっている。一般公募型はこういう課題をとということで示している。それぞれの研究事業の中で3つの構成をしている。資料の中に、今回優先度判定の対象になっている厚労科研費の一覧がある。その中に全額と、うち競争的資金部分ということでまとめている。

【相澤議員】

研究資金全体について、色々な取り組み状況のところは、これは競争的資金だろうが指定型資金だろうが、全てについて適用される方針ということか。

【厚生労働省】

基本的には同じ。

【本席議員】

厚労省の担当官が恣意的に振り分けているのではなく、どういうものが指定型であるということを明文化しておくべきだ。例えば、国の行政に直接関わる調査研究であるなど、内容による仕分けだろうと好意的に理解しているが、そういうことを明示しておくことが重要。

【相澤議員】

そのことがなぜ問題かという点、資金配分機関に移管するべきと言っているのはあくまでも競争的資金を基本に考えている。そうすると、資金配分機関に移管しにくい理由に今の政策的に指定していかなくてはならない研究事業があるためなのか、どうか。関連性はあるか。

【厚生労働省】

型があるから出来ないということ考えたことはない。あくまでも競争的資金を外部に出そうというときに、試行的に保健医療科学院でやっているが、それがいいかどうかということを検討している段階であり、関連性はない。

【梶田審議官】

アメリカのNIHと比較すると分かりやすいが、NIHのグラント3兆円あるうちの、solicited grantとunsolicited grant、指定研究と自由グラントがある。指定研究であれば、がんセンターやクリニックセンターなどでこういう治療法の研究をして欲しいということで、指定研究の公募を掛ける場合と、大学などで自由に応募する場合とで、1対9くらいだったかと思うが、厚労省の場合は、100と380で比較的指定研究が多いと思うが、指定研究費はどこから指定課題をピックアップしてくるのか。具体的にこういう治療法、治験に繋がりそうなこういう課題があるからして欲しいということであれば、グラントの結果として実際に治験、治療、臨床に到達した割合が成果として出てくると思う。自由研究であれば、むしろ医療基盤、人材育成など色々な面があるので、なかなか、論文数など色々な指標を取らないと分からない。中身によって、何を指標にして、どう公募して、その成果を評価しているか。

【厚生労働省】

指定にするかどうかは、各研究事業を担当する部局で決めている。一般公募についても、施策の方に近い研究をやっていくということであり、こういう研究を公募したいという事で、公募している。決めているのは担当部局。

【梶田審議官】

がんセンターとか循環器センターとかそれぞれで、臨床課題を抱えているところで、具体的な課題を募集しているということではないのか。

【厚生労働省】

それぞれがんなどについて、いろいろな政府レベルの会議や、局内の会議、がん対策推進基本計画などがあるので、それらを考慮して、担当部局で決めているのが現状。

【本席議員】

担当課が適当に決めているという風な答えでは良くない。省としてこういうものは指定研究にした方が合理性があるなどのように、公募しない理由をきちんとしないと。原則競争的資金なんだから、一般公募でベストの研究者なり組織なりにやらせるというのが原則。それをしない場合は、むしろなぜしないのか、きちんと省内で基準を作るべき。担当課長が適当にというのは具合が悪い。

【厚生労働省】

担当課がという表現は語弊があるが、法律や推進の計画を参考にして、また、事前評価の委員会や研究企画委員会で、指定研究とすることで良いかの評価はしている。

【本席議員】

省としてこういう基準で指定と一般公募を分けているという文書を出してください。基準を明確にすること。

【相澤議員】

12ページに若手・女性研究者への配慮がある。若手についてだが、総合科学技術会議が2年ほど前に、若手大挑戦枠ということを各競争的資金に申し入れをしたが、その際に、重要なことは枠作りをすることと同時に、評価の基準を変えるように申し入れた。この若手研究者枠はそういうことを考慮して設計されているか。特に、若手には今までの実績だけではなく、これからの可能性、それから挑戦性などにウェートを置いた評価ということを強調しているが、そういった事への対応は。

【厚生労働省】

即答できないので、また、回答させて頂きたい。また、その辺が十分でなければ、今後検討したい。

【奥村議員】

成果の評価として、政策への反映度を基準に厚労科研費を運用されているとのことであるが、その成果をホームページ等で公表しているのか。厚労科研費によって得られた研究成果のアウトプット、アウトカムを厚労省のどこかで、公開しているのか。

【厚生労働省】

21年度にどういう成果が上がったかという事については、次の年の科学技術部会では報

告している。ガイドラインに反映したということは資料として記載してある。

【奥村議員】

そうではなく、本省なり独法なりのホームページに総括的に研究成果の公表はされていないということか。

【事務局】

10ページに情報公開ということで、研究課題は公表しているとあるが、先生は成果の部分も含めて公表しているかという質問。

【厚生労働省】

それぞれの研究費で、概要や、定期報告会の結果は報告しているが、総括した結果を公表しているかということか。

【奥村議員】

政策への反映を評価の中心といった。そうであれば、厚労省のこの研究成果はこういう政策に反映できたなど、そういう説明があるべき。

【厚生労働省】

各研究事業の中身の資料は今回用意していないが、研究が終了してその次の年に具体的なガイドラインができるという風に必ずしもすぐにアウトプットが出るわけではなく、評価は難しい。13ページにも示したが、今年からはそれぞれの研究課題の中で優れた研究をしている研究者を招いて発表していただき、成果を公表するような形にしていきたいと思っている。より分かりやすい形で示していくという方向で対応していきたい。

以上